

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の受講対象者について

1 更新研修の受講年限について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方の場合は現行体系での初回の更新研修を修了した翌年度を初年度とする5年ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

→ 更新研修の受講年限については、（別添）参考資料3のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講年限確認表【令和8年度版】により、御確認ください。

2 今年度（令和8年度）更新研修の受講対象者の範囲について

令和3～7年度に実践研修を修了し、その後、更新研修を修了していない者 又は 令和3～7年度に更新研修を修了し、その後、次の更新研修を修了していない者
平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方で、現行体系で更新研修を修了した方を含む。

このほか、開催要領の「3 受講対象者」をご確認ください。

《注意》

次の場合は、実践研修を受講する必要があります。（※更新研修ではありません。）

- ① 更新研修を所定の期限までに修了できず資格を失効した者が、再びサービス管理責任者等として従事しようとする場合

例えば

- *平成30年度までの旧体系の研修で資格を取得したが、令和5年度末までに更新研修を修了できず、資格を失効した者
- *令和2年度に更新研修を修了したが、令和7年度末までに更新研修を修了できず、資格を失効した者

- ② 平成30年度までに旧体系のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（共通講義及び分野別演習）を修了し、その後、令和元年度以降に初めて相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した方が、サービス管理責任者等として従事しようとする場合

※この場合、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了後、実践研修を受講するまでの間に、所定の実務経験（原則2年以上）が必要です。

- ③ 平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了し、その後、令和元年度以降にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した方が、サービス管理責任者等として従事しようとする場合

※この場合、基礎研修修了後、実践研修を受講するまでの間に、所定の実務経験（原則2年以上）が必要です。